

議第 143 号

平成28年度 近江八幡市一般会計補正予算 (第6号)

平成28年度近江八幡市一般会計補正予算 (第6号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成 28 年 11 月 25 日提出

近江八幡市長 富士谷 英正

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	62,599
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	71,427
10 教育費	5 社会教育費	文化会館整備事業	381,550
合 計			515,576

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
安土城跡ガイダンス施設 管理運営事業	平成29年度	5,326

提案理由

教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。

安土城跡ガイダンス施設管理運営事業において、平成29年度の指定管理業務に係る債務負担行為を追加する。